# 平成17年5月16日(月曜日)第2回臨時会

出席議員	(	2	1	名)
山川城只	`	_		$\mathbf{H}$

1番	佐	竹	敬	_	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	•	議員	4番	楳	津	博	$\pm$	議員
5番	木	村	寿太	郎	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙 ス	郎	議員	8番	石	Ш	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	_	議員	12番	髙	橋	勝	文	議員
13番	伊	藤	忠	男	議員	14番	髙	橋	秀	治	議員
15番	佐	藤	良	_	議員	16番	佐	藤	暘	子	議員
17番	Ш	越	孝	男	議員	18番	内	藤		明	議員
19番	那	須		稔	議員	20番	遠	藤	聖	作	議員
2 1番	新	宮	征	_	議員						

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐 菔	篆 i	成	六	市			長	荒	木		恒	助			役
安孫	子朋	券	_	収	)	\	役	那	須	義	行	庶	務	課	長
鹿	間		康	企	画調	整 課	長	秋	場		元	財	政	課	長
三并	瓶 I	E	博	税	務	課	長	兼	子	善	男	商	工観	光課	長
尾牙	形湯	青	_	地:	域 振	興 課	長	石	]]]	忠	則	健	康福	祉 課	長
事務局職	能員出	墉	者												
片木	同グ	۲	志	事	務	局	長	安	食	俊	博	局	長	補	佐
月为	光 育	Ē	弘	庶	務	主	查	大	沼	秀	彦	調	查	係	長

議事日程第1号

第2回臨時会

平成17年5月16日(月)

午前9時30分開議

開 会

#### 日程第 1 会議録署名議員指名

- **"** 2 会期決定
- \* 3 行政報告
  - (1)月山観光開発株式会社の経営状況の報告について
  - (2)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について
- 4 議第35号 寒河汀市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について
- **"** 5 議案説明
- w 6 委員会付託
- " 7 質疑、討論、採決
- 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- " 10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
- # 11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約)
- # 12 議第36号 寒河江市土地開発公社定款の一部変更について
- # 13 議案説明
- # 14 質疑
- # 15 委員会付託
  - 休 憩
  - 再 開
- " 16 委員会審査の経過並びに結果報告
  - (1)総務委員長報告
  - (2) 文教厚生委員長報告
- " 17 質疑、討論、採決
- # 18 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- **" 19 議案説明**
- # 20 委員会付託
- " 2 1 質疑、討論、採決
  - 休 憩
  - 再 開
- " 22 寒河江市議会常任委員会委員の選任について

- " 23 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選について
  - 休 憩
  - 再 開
- 日程第24 寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果並びに予算、決算特別委員会正副委員長の 選出結果報告について
  - " 25 西村山広域行政事務組合議会議員選挙について
  - " 26 寒河江市水防協議会委員の推薦について
  - # 27 寒河江市農業委員会委員の推薦について
  - " 28 寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について
  - "29 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選について
    - 休 憩
    - 再 開
  - # 30 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について
    - 閉 会

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

日程の追加

寒河江市議会議長辞職の件

寒河江市議会議長選挙

議長就任のあいさつ

前議長退任のあいさつ

日程の追加

寒河江市議会副議長選挙

副議長就任のあいさつ

日程の追加

寒河江市監査委員の選任について

日程の追加

議会運営委員会閉会中の継続審査の申し出について

日程の追加

議席の一部変更の件

## 開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより平成17年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の運営につきましては、5月11日開催されました議会運営委員会で審議されております。 本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番松田 孝議員、18番内藤 明議 員を指名いたします。

## 会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

# 平成17年5月16日(月)開会

月 日	時 間	会	議	場 所
	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、行政報告、 財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、議案上程、同説明、質疑、委員会付託	議場
	休憩	総務委員会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
	(休憩中)	文教厚生委員会	付 託 案 件 審 査	第1会議室
5月16日(月)	再開	本 会 議	委員長報告、質疑・討論・ 採決、議会案上程、同説 明、委員会付託、質疑・討 論、採決	議場
	休憩中)	議会運営委員会	常任委員会委員の選出、議会と関係ある各種委員等の選出、議会運営委員会委員の選出	第2会議室
	再開	本 会 議	常任委員会委員の選任、常 任委員会正副委員長の互選	議場
		総務委員会	正副委員長互選、編集委員 会委員等の選出	第2会議室
	休 憩 (休憩中)	文教厚生委員会	正副委員長互選、編集委員 会委員等の選出	第1会議室
		建設経済委員会	正副委員長互選、編集委員 会委員等の選出	議会図書室
5月16日(月)	再開	本 会 議	常任委員会正副委員長の互 選並びに予算、決算特別委 員会正副委員長の選出結果 報告、西村山広域行政事務 組合議会議員選挙、水防協 議会委員の推薦、農業委員 会委員の推薦、議会運営委 員会委員の選任、議会運営 委員会正副委員長の互選	議場

休憩 (休	議会運営委員会			正副委員長の互選	第2会議室		
再	開	本	会	議	正副委員長の互選結果報 告、閉会	議	場

## 行 政 報 告

佐竹敬一議長 日程第3、行政報告であります。

- (1)月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
- (2)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、月山観光開発株式会社の営業状況について御報告申しあげます。

平成17年2月28日、西川町において第46回定時株主総会が開催され、第46期の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの営業報告並びに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案などについて審議が行われ、原案のとおり承認、可決されました。

当期の営業概要について申しあげます。

4月10日にスキー場をオープンしましたが、昨年に引き続き週末の天候に恵まれず、5月中旬には国道 112号が通行どめとなり、さらには積雪が少なく、黄砂の影響で融雪が早まり、6月上旬でスキー場が閉鎖となりました。その後、7月1日に夏山開きを行いましたが、モミジの時期には週末の天候に恵まれなかったことや、相次ぐ台風の襲来などにより大幅な減収となり、当期の業績は売上高1億3,998万円、当期純利益は1,349万円となりました。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊の資料のとおりであります。

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況について御報告申しあげます。

平成17年3月25日、チェリーランドさがえ会議室において第15回定時株主総会が開催され、15期の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの営業報告並びに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案などについての審議が行われ、原案のとおり承認、可決されました。

当期の営業概要について申しあげます。

平成16年は、本格的な景気回復が予想されましたが、経済活動は前年をわずかに上回ったものの、個人支出や消費マインドには変化はなく、家計支出は前年に引き続きマイナスのまま推移しました。このような状況から、予約団体客の減少などにより当期業績は売上高13億 2,224万円、当期純利益は 2,781万円となりました。

以上、御報告申しあげます。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、(1)月山観光開発株式会社営業状況報告について質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

5ページで賞与引当金90万円計上というふうに載っているわけでありますけれども、それらと関連をいたしまして若干お尋ねをしたいと思います。

従業員の退職金の引き当てというのはどのようになっているのか。この資料を見ますと、10人で、平均年齢が47歳5カ月、勤続年数が19年1カ月というふうになっているわけでありますけれども、会社独自の退職金の積み立てをなさっているのか。それとも中小企業等の退職金の組合があるわけでありますけれども、そういうものに加入をしているのかという点が1点です。独自にやっているのか、組合に加入しているのかという点が1点。

2点目、現在の10人が退職された場合の退職金の必要額は幾らになるのかということが第2点目です。 第3点目、現在独自にしているのか、あるいは組合に加入しているのかわかりませんけれども、現在、会 社で引き当てしている積立額の総計は幾らになっているのか。この3点、お尋ねします。 佐竹敬一議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 ただいまの御質問についてお答え申しあげたいと思います。

一つは、退職金については組合積み立てを行っているのか独自に行っているかということが第1点でございました。それから退職金の必要な金額といいますか、そういうものと、それから現在の積立額というふうなことでございますけれども、手元に関係する資料を持ち合わせておりませんので、お答えできないということで御了承いただきたいと思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 担当課で持っていないようでありますけれども、取締役にお尋ねをいたします。

こういう問題についてどのように、従業員を採用した限り、使用者の責任の基本たるものでありまして、 どのようになっているのか、取締役にお尋ねをいたします。わからなかったら、休憩して報告願いたいと思 います。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これらの運営につきましては、専ら事務局といいますか、そちらにお任せしているような状況にございますし、先般の総会におきましても、御質問の点につきましては全然話題にならなかったところでございますので、ここで答弁することはできかねる状況にございますので、御了解願いたいと思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 寒河江市も出資してやっている会社でありますし、市長が取締役に入っているというようなことで、会社からすれば従業員の賃金あるいは退職金などというのは、極めて当たり前の真ん中ダのことでありますので、経営者側として、会社側として、使用者側としての責任の部分でありますので、今手元でわからないようでありますので、後ほど示していただきたいというふうにお願いというか、お尋ねをしますので、この点についてだけ明確にしておいていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 ただいまの御質問につきましては、後ほど調べましてお答えするような形にしたい と思います。

佐竹敬一議長 次に、(2)株式会社チェリーランドさがえの営業状況報告についての質疑はございませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 2点についてお尋ねしますが、今後の課題ということで、従来以上に積極的な営業活動を展開して成果の改善に努めてまいる所存でありますと、こういうふうにございます。

そこで、御承知のようにクア・パークにチェリーランドの用地があるわけでありますが、どのような計画をお持ちになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

2点目は取締役の関係でありますが、JAさがえ西村山農協で株をお持ちで、その関係であるというふうに思いますけれども、前組合長が取締役に就任をなされておりました。今も氏名を見ますと「前さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長」と、こういうふうにありますので、そういうふうになっているのかわかりませんが、組合長がかわれば、そのところが現在の組合長になるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 それでは、お答えいたします。

第1点目のクア・パーク関係につきましては、チェリーランドさがえとしまして、いろいろな角度から事業展開をやりたいということで検討はしているということを聞いているところであります。

それから、第2点目の役員の件でありますけれども、12月の決算期の時点では取締役に前農協長がそのままなっておりまして、3月の株主総会の時点で菊地組合長が退任されまして、現在の今田新組合長が取締役にかわったということであります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤明議員取締役の件に関してはわかりました。

それで1番目のクア・パークの関係ですが、事業を展開したいというふうなことが課長から御答弁がありましたが、最近聞き及ぶところによりますと、その用地を転売をしたいと、こういうふうな意向でいろいろ当たられているというような話を聞くわけでありますが、今の課長の答弁からすると、どうもそれはおかしいんではないかなという気がいたします。そこで、会長である市長にそうしたところについての詳しい話をお聞きしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内のようにJAの敷地と、それからチェリーランドさがえが所有しているところの土地 というのは隣接しておるわけでございまして、そんな関係でJAの土地を現在あそこで営業するには若干、 あるいはそれ以上に駐車するにも非常に狭いというような関係で、チェリーランドの方に用地を分譲してくれないかと、こういう話があるということは聞いておるところでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 私が聞いているのは、今の市長の答弁とも若干違いまして、チェリーランドの方から農協の方に買っていただけないかと、こういうふうな話があったように聞いております。その点はいかがなのか。だとすれば、当初に計画をしておりましたクア・パークで営業展開したいと、こういうふうな趣旨からすると、どうも決まったようなものになってきているのではないのかなと、こういうふうに思うわけでありますが、そうしたところの真意についてもう少しきっちり御答弁をいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 話は、やっぱり駐車場としての面積が狭いということで、何とかチェリーランドの方に分けていただけないかと、こういう話が持ち上がって、その後どのように進んでいますか、それが発端だと私は聞いております。

佐竹敬一議長 ほかに。川越孝男議員。

川越孝男議員 チェリークア・パークの民活エリアに第三セクター、株式会社チェリーランドさがえが保有している土地に関してでありますけれども、今内藤議員からもお尋ねがあったわけでありますが、確かにJAが経営する友遊館の駐車場が狭いので、第三セクターの方に駐車場スペースを貸してほしいというふうなことで現在も一部借りているそうです。そして、そこを分譲してほしいというふうなことがあったことに対して、先ほど市長から答弁あったように、一部分譲してほしいというふうに農協からお願いをしたそうです。そうしたら第三セクターの方からは、分割して分譲はだめですと、全部買うのであればというふうなことだそうです。そして農協の「あぐりん」という情報誌がありますけれども、私のうちにも配布になりました。そこにも掲載されておったわけでありますけれども、理事会の中でその土地を購入すべきかすべきでないかの検討委員会を立ち上げたと理事会の報告の中にありました。そういう状況に今農協の方はあります。第三セクターからは、全部買ってほしいというふうなことで言われていると。だから農協では買うべきか、買うべきでないかを検討するための検討委員会を立ち上げて今検討中というふうな状況にあります。

そうしますと、先ほどの課長の答弁が、民活用地では第三セクターとしているいろな観点から事業展開をしてまいりたいというふうに言っているというのと、全部売るというふうに言っているのでは違うと思うんですね。開発公社からあの用地を第三セクターが取得する際には、チェリークア・パークの民活の事業展開をするという立場で取得をされているわけでありますから、そこは極めて重要な部分でありますので、改めて市長の、先ほどの答弁が一部までしか答えていない、肝心の部分を答えていないという部分もありますので、再度お尋ねをしたいということが1点です。

それから、二つ目ですけれども、この営業状況報告、営業報告書を見ますというと、先ほど月山観光株式会社の方でもお尋ねをしたんですけれども、従業員の退職金の引き当ての関係、これもどのようになっているのか。この報告書を見ると、月山観光よりもさらにわからない、全部一くくりになっていますので、この辺についてどういう対応をなされているのかお聞かせをいただきたい。わかれば今お聞かせをいただきたい。特に月山観光と違ってチェリーランドさがえについては深く内容を熟知されている方もいらっしゃるようでありますので、お答えをいただきたいと思います。もしわからなければ、月山観光同様の調査をして報告をお願いしたいと思います。以上まず第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 JAの方からそういう話がございまして、そしてチェリーランドさがえの方におきまして も、分譲するならばやっぱり一部というわけにはいかないと。そしてまたクア・パークが本来考えておった ところのクアを活用するというような分野におきましても、何らかの形でこれから営業を進めるというよう なことを考えて、それらが了承なされた中で分譲というようなことがお話しなされているのではなかろうか なと、このように思っております。

それから、次の引当金につきましては、ちょっと資料もございませんし、了知しておりませんので、いずれ調査の上、お話し申しあげたいと思います。

# 佐竹敬一議長 川越孝男議員。

ちょっと川越議員に申しあげますけれども、これは状況報告でございますので、余り深く議論をということでなくて、状況報告というものを頭に入れてひとつ質疑してください。

#### 川越孝男議員はい、わかりました。

土地、寒河江市が進めているチェリークア・パーク事業というのは極めて大きい重要プロジェクトとして 進めていながら、あそこに用地を分譲して、第三セクターチェリーランドさがえもあそこで事業展開すると いうので買われているわけでありますけれども、課長は、その事業展開していくんだというふうに市で思っ ているんだけれども、全部土地を売るというふうになっているんだとすると、それは極めて方針の転換とい いますか、寒河江市で進める事業のことからしても極めて問題あるなというふうに思ったものですから、明 確に答弁をいただきたいというふうに思ったんです。今、極めて進んでいる状況だみたいなことで、第三セ クターを主体的に見れば方針の大転換だというふうに思いますので、寒河江市が出資している会社でありま すので、そしてその営業報告が、業務報告がきょうなされているというふうなことだったものですからお尋 ねをしたんです。そういうふうなことですので、議長からぜひ市長の方に答弁を求めていただきたいし、改 めて別な機会にも対応したいというふうに思いますが、基本的な転換だなというふうに私は受けとめており ますので、再度お願いをしたいと思います。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内のようにあのエリアはチェリークア・パークと、こういうことでここまで進んできたわけでございます。これまでのこの議場におきましても、答弁申しあげておりましたけれども、何らかの形においてクアというようなものを生かしたものに使っていただきたいと、こういうものは申しあげてきたわけでございまして、そういうことを申しあげてきておるところでございます。

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 お聞きしたいんですけれども、8ページの営業外収益で、雑収入のところで結構収入があるわけでありますけれども、一体どのような収入の内訳になっているのか、ただそれだけ知りたいわけであります。

あと、チェリーランドさがえ、国道、寒河江川の方、あと借入金、何年残っているのか。ただそれだけお 聞きすれば幸いだと思います。 2 点お願いします。 佐竹敬一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

8ページの損益計算書の中の営業外収益の雑収入の内訳でありますけれども、 5,247万 6,000円等の中身につきましては、一つは自動販売機の販売手数料、それから宅急便等の取扱諸手数料、それから県の最上川ふるさと総合公園の管理手数料と聞いているところであります。

それから、負債の借入総額が幾らになっているのかということでありますが、12月末の決算時点での残額が6億7,343万3,000円になっております。

佐竹敬一議長 ほかに。遠藤聖作議員。

# 遠藤聖作議員 一つだけお尋ねをします。

これまで貸借対照表と損益計算書のほかに、主な支出項目についての表が添付されていたと思うんですけれども、それは何か理由があって今回外したのか。やっぱり支出の総体を知る上で極めて重要な資料ですので、ぜひ添付していただきたいというふうに思いますけれども、その理由をお伺いしたい。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 お答えいたします。

3月25日の株主総会のときに提出された資料はここにあります資料でありまして、その資料は去年も提出をされておりません。株主総会にはこの資料のみが報告されているということで、今のところは今話がありました内訳書等については会社内部の資料ということであります。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 以前は償却費を幾ら幾ら、あるいはクーポン料が幾ら幾らというような明細というか主要な明細ですけれども、添付されてあったというふうに記憶しています。だからそれがなぜなくなったのか。そして確かに寒河江市が直接経営する企業体ではありませんので、そこまでする責任がないといえばそれまででありますけれども、あの周辺には膨大な公的資金がつぎ込まれて整備されたその中心にある施設でありますので、寒河江市も当然深いかかわりを持っているわけであります。ですからあそこのチェリーランドさがえの収支状況については多くの市民が関心を持っておりまして、よりわかりやすい、一目見てどういう収支状況だかわかるような資料が添付されていなければならないのではないかというふうに思います。だから以前あったものがなぜなくなったのか、そこら辺の説明がないので、それをしていただきたいということであります。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 今回のこの行政報告につきましては、株主総会の資料を報告するものでありまして、その資料については株主総会に提出される資料でないということで理解しております。今ありました資料は、昨年度もたしか載っていなかったと思っております。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 何か論点がずれていますけれども、去年あったかなかったかということではないんです。あるいは株主総会にそれが提出されたかどうかということでもないんです。以前、議会に報告された営業報告書の中にはあったんです。私、記憶があります。なぜそれがなくなったのか、そしてそれを示さない理由は何もないと思うんですけれども、それがちょっと、なぜそうなったのかわからないので、その理由を説明していただきたい。そしてぜひ議会にもそれを配付していただきたいということであります。3問でこれ以上できませんけれども、ぜひそのことについてのお答えをいただきたい。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 以前は、添付資料に株主総会のときについていたものだと思うんですけれども、別に株主総会に提出資料でないということで、会社の方としてはそれぞれ規程に基づいた形で資料を作成して、株主総会に説明しているということでありまして、そういう会社内部のことについては株主総会に提出された資料を報告するというものでありますので、この資料でやっているということであります。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第4、議第35号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といた します。

# 議案説明

佐竹敬一議長 日程第5、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

## 〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第35号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申しあげます。

醍醐財産区管理会財産区管理委員の任期が本年5月31日をもって満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。御同意くださるようお願い申しあげます。

# 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第35号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第35号は委員会付託を省略することに決しました。

# 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第35号については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第35号はこれに同意することに決しました。

# 議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第8、承認第2号から日程第12、議第36号までの5案件を一括議題といたします。

# 議案説明

佐竹敬一議長 日程第13、議案説明であります。 市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

#### 〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、承認第2号平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分の 承認を求めることについてを説明申しあげます。

老人保健医療費の増嵩により支払いに不足が生ずるものと見込まれたことから、補正予算について専決処分を行ったものであり、地方自治法第 179条第 3 項の規定によりその承認を得ようとするものであります。

次に、承認第3号及び第4号の専決処分の承認を求めることについて、両案とも関連がありますので、一括して御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正する条例及び寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

承認第3号寒河江市市税条例の一部を改正する条例の主な内容は、市民税の非課税措置の範囲についての 改正などであります。

承認第4号寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な内容は、課税標準の特例見直しに係る条 文の整備であります。

次に、承認第5号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて御説明申しあげます。

立川町及び余目町の廃置分合により、平成17年7月1日に庄内町が建設されることに伴い、同日に同町を 山形県市町村職員退職手当組合に加入させるため、同組合規約の一部変更について専決処分を行ったもので あります。

以上、承認第2号、第3号、第4号及び第5号については議会を招集するいとまがなく、急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市土地開発公社定款の一部変更について御説明申しあげます。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の変更をしようとするものであります。 以上、提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。 以上です。 質 疑

佐竹敬一議長 日程第14、これより質疑に入ります。

承認第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第3号について質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 附則第13条の4第1項の関係について、これは対応する件数、平成16年度の一部改正、漏れたというので今回出ているわけでありますけれども、実際平成16年度、これに該当する案件がどれほどあったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

## 三瓶正博税務課長 お答え申しあげます。

第13条の4第1項の規定についてでありますけれども、これらの適用件数等については、現在、資料は持ち合わせておりませんので、答えについては控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、内容的には字句の訂正というような内容であります。以上であります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 これは単なる字句の訂正なんですか、再度お尋ねをいたします。

佐竹敬一議長 税務課長。

三瓶正博税務課長 先ほど答弁申しあげましたとおり字句の訂正でございます。「本項」という字句を「この項」にというような字句の訂正であります。以上であります。

佐竹敬一議長 次に(「まだ」の声あり)佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 この承認第3号の内容なんですけれども、この説明資料を見ますと、これまでは個人の市民 税の非課税の範囲が障害者、未成年者、年齢65歳以上の者、寡婦または寡夫というふうなことで、合計所得 金額が 125万円を超える場合を除くというふうになっていますけれども、今回の改正では、年齢65歳以上の 人でも合計所得金額が 125万円を超えなくても課税になるというふうな内容だと思うんですけれども、この 内容について少し詳しく説明をお願いしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

### 三瓶正博税務課長 お答え申しあげます。

今回の非課税措置の対象は、ただいま質問ありましたように65歳以上、1年間の所得合計金額が125万円以下の方が適用になるという内容であります。

議案にもありますように、特例措置が今回設けられております。特例措置につきましては、平成17年1月1日現在65歳以上で、合計所得が125万円以下の者というふうになっております。それが平成17年度につきましてはこれまでどおり非課税であります。したがいまして平成18年度の市民税につきまして3分の2減税になると。均等割につきましては、市民税3,000円でありますので、3分の2の減税でありますので1,000円が課税になると。所得割については3分の2の減税であります。平成19年度につきましては3分の1減税であります。市民税の均等割が3,000円から3分の1の減税でありますので、2,000円の課税と。所得割については3分の1減税になるという内容でありまして、平成20年度から全額課税になるという内容でございます。以上であります。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 そうしますと、 125万円以下の方で課税になる最低限度額というのはどれくらいになるのかですね。そして、それに該当する人が何名ぐらいになるのかということをお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

### 三瓶正博税務課長 お答え申しあげます。

非課税制度につきましては、御承知のとおり人的なものの非課税措置。人的なものの非課税措置につきましては、今御質問している内容でありますが、そのほかにも一般的な非課税措置、これは生活保護等、それから生活扶助等から見た形の非課税制度でありますが、人的なものの非課税制度としまして、1年間所得金額が幾ら以下であれば非課税になるかというような質問でありますけれども、所得割とそれから均等割の2種類ございますけれども、単身で均等割が非課税につきましては28万円以下というふうになってまいります。なお、3人家族であれば102万円以下が非課税というような内容であります。

それから、所得割につきましては、単身の場合は35万円以下。なお、3人であれば 140万円以下が試算では非課税になるのではないかというふうに理解しております。

それから、該当する人数、見込まれる人数でありますけれども、これについては資料を持ち合わせておりませんので、御容赦をお願いいたしたいというふうに思います。以上であります。

佐竹敬一議長 次に、承認第4号について質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 二、三点お聞きしたいと思うんですけれども、その点、また資料の方で申しあげたいんですけれども、変電と送電施設とありますけれども、東北電力並びにNTTさんの電話交換機というか、そういう施設も該当になると思われるんですけれども、あと携帯電話の鉄塔、電波だから見えませんけれども、そういう施設も該当になるのかならないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

三瓶正博税務課長 お答えを申しあげます。

今回は条文の整備というようないわゆる専決処分でありましたので、内容について詳細な資料は今手元に持ち合わせておりませんので、答弁については御容赦をお願いしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 ここで総務委員会に付託になるんですから、ぜひその辺も総務委員の皆様から御意見なりを 述べてもらえれば幸いだと思うし、委員長の報告を期待して終わります。

佐竹敬一議長 次に、承認第5号について質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第36号について質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 公拡法の施行令の一部改正、これはいつ出たのか、どういう内容なのかということを教えていただきたいと思います。

それから二つ目、開発公社の土地を今度賃貸でやっていくというふうなことであります。できるようにするというふうなことでありますけれども、固定資産税とか下水道の受益者負担金の関係などは、こういうふうな形でやることにおいて変わりが出てくるのかどうなのか、この辺をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これを、定款を変更して、市の開発公社で土地を取得し、土地の賃貸をやっていけるようにするというふうなことですけれども、そうする場合であっても、やっぱり開発公社で取得する時点で、このことを明確にした上で事業展開をすべきだというふうに思います。逆に言えば、言いかえれば、これは賃貸でするんだということを明確にした上で土地を取得すべきだというふうに思いますけれども、この辺の運用のことについての考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

四つ目は、現在、開発公社が所有しているもの、これは相手から委託を受け、受託をしてやっている代行用地やなんか、公用地の取得とかということ、あるいはプロパー事業、公社のプロパー事業も含めて、これまでのものは土地を分譲したり委託でやっている部分はもちろん、相手の名義にしているわけでありますけれども、開発公社で持って貸すというのは、もちろん定款でもできなかったからですけれども、全部相手の土地に、相手名義にするというふうなことでしてきているわけでありますから、今あるものを賃貸でやっていくということはできないというふうに思うんですけれども、この点、再確認の意味でお尋ねをしたいというふうに思いますし、これ、基本を見て、あいまいな運用をしますというと、開発公社の経営状況とか責任などが極めてあいまいになるおそれがありますので、定款改正した以降もこの条項を活用しての事業展開についての考え方などをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上4点お尋ねします。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 4点ほどありますが、最初に、施行令が改正されたのはいつかということなんですが、平成15年政令第48号ということでなっておるようでございます。

それから、目的でありますけれども、これまで通達によりまして、いわゆる公拡法の第17条でプロパーとして買い求めるもの、それについては目的が例えば住宅団地が売れないよと、それで残っている場合に、じゃ駐車場にして一時貸してほしいというふうな場合には暫定的に貸すことができるとされておりました。今回、暫定利用をさらに明確にしようというふうな内容から今回の公拡法の施行令が改正されたというふうなことであります。したがいまして、これはプロパー事業に限った改正というふうになります。

それから、その間のいわゆる下水道の受益者負担金、これはどうなるのだというふうなことなんですが、これについての明確な考え方はありませんので、それにつきましては公社と、いわゆる借りる方がいらっしゃれば、その方との話し合いというふうなことになるのではないかなというふうに考えております。これは下水道の方でも、事例として貸す方、借りる方、これについての受益者というふうな考え方もあるのでありますけれども、例によっては貸す方あるいは借りる方というふうなことの両面から受益者負担金をいただいているというふうな考え方です。

その考え方にもう一つ加えますと、10年から20年まで貸すことができるというふうな改正であります。 それから、最初から貸す土地だというふうに明確にした方がいいんでないかということではなかったんで しょうか。それならば公拡法の第17条では、やはり公有地拡大に伴う土地を求めるんだというふうなことで ありますので、最初から賃貸というふうなことはあり得ないということであります。

それから、現在、どうなっているんだということで、先ほど申しましたように例えば銀行、山銀跡のところとか暫定的に駐車場を貸しているという例はございます。したがいまして、繰り返しますと、プロパー事業に限って今回の賃貸ができるというふうな内容になっています。

以上です。

佐竹敬一議長 これにて……、川越孝男議員。

川越孝男議員 施行令の一部改正、開発公社の方にお尋ねをしたら、平成16年12月22日、これは平成15年度 という意味なのか。この辺、通達見たんじゃちょっとこの関係わからないので、再度お尋ねをします。 佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 大変失礼しました。訂正させていただきます。平成16年12月22日改正でございます。失礼しました。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

# 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

## 委員会付託案件表

委	員	슰	付	託	案	件
総務	多委	員 会	承認第	第3号、	承認第	4号
			承認第	95号、	議第3	6号
文教厚生委員会			承認第	92号		

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。 休 憩 午前10時25分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、発言の申し出がありますので、これを許します。商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 先ほどの月山観光開発株式会社の従業員の退職金についてということで、3問ほど ございました。順を追ってお答え申しあげます。

初めに、会社単独で積み立てを行っているのか、団体等で加入しているのかという質問でございますが、 団体加入をしているということです。中小企業退職金共済制度ということで加入していると。

次に、積立額の必要額ということでございますが、年額 208万 8,000円程度だそうです。

それから、積立金の総額ということで、これまでの積立額ですが、 3,988万 5,000円程度ということでございます。以上です。

佐竹敬一議長次に、地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 株式会社チェリーランドさがえの退職金の加入状況につきましては、民間の企業年 金制度に加入しているということであります。

それから、2問目の平成16年の退職金の引当額は、306万9,073円です。 3問目の平成16年12月末現在の退職金の積立総額は、3,169万1,202円であります。 以上です。 佐竹敬一議長次に、税務課長。

三瓶正博税務課長 承認第3号につきまして、16番佐藤議員にお答えいたします。

65歳以上で合計所得金額が 125万円以下の対象者の人数は何人かの質問につきましてお答えいたします。 推定 1,674人であります。

次に、承認第4号につきまして、15番佐藤議員にお答えします。

電話、電力、携帯電話などの鉄塔あるいは敷地等につきまして、都市計画税の課税はどうなるのかについてお答えします。

鉄塔用地につきましては非課税でございます。土地につきましては、都市計画区域内であれば課税という ふうになります。以上であります。

# 委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第16、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

# 総務委員長報告

佐竹敬一議長 総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

#### 〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、本日午前10時33分から市議会第2会議室において委員7名全員出席、当局より助役及び関係 課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第3号、承認第4号、承認第5号及び議第36号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)を 議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「改正後の年金受給者の所得割課税はどのようになるのか」との問いがあり、当局から「これまで所得割年金所得は 125万円まで非課税となっていたが、改正後は35万円まで非課税となりました」との答弁がなされました。

承認第3号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市土地開発公社定款の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「定款改正によりいろいろな問題が懸念される。貸付期間中、倒産した場合の担保はどうなるのか」との問いがあり、当局から「当初契約時に保証金を設定していただくとか、相手方との協議によって対応してまいることになると思います」との答弁がなされました。

議第36号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

# 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

#### 〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、本日午前10時30分から市議会第1会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算 (第2号))であります。

初めに当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「2月診療分について予測を超えたということだが、もう少しきちっとすべきではなかったか」 との問いがあり、当局より「インフルエンザの流行などが大きく影響し、結果的に我々の推計以上の伸びと なり、不足が生じてしまいました」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案 のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

# 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第17、これより質疑、討論、採決に入ります。 承認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります

。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

承認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決しました。

承認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

# 議 会 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第18、議会案第1号を議題といたします。

## 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の 説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託 を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

# 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時14分

再 開 午後1時22分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

# 日程の追加

新宮征一副議長 ただいま佐竹敬一議員から、議長の辞職願が提出されております。 お諮りいたします。

この際、寒河江市議会議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

# 寒河江市議会議長辞職の件

新宮征一副議長 この際、地方自治法第 117条の規定により佐竹敬一議員の退席を求めます。 〔佐竹敬一議員 退席〕

まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

片桐久志事務局長 朗読いたします。

辞職願

今般、都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成17年5月16日

寒河江市議会副議長 新宮征一殿

寒河江市議会議長 佐竹敬一

以上でございます。

新宮征一副議長 お諮りいたします。

佐竹敬一議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、佐竹敬一議員の議長の辞職を許可することに決しました。 佐竹敬一議員の着席を求めます。

〔佐竹敬一議員 着席〕

# 日程の追加

新宮征一副議長 ただいま議長が欠員となりました。

この際、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

#### 寒河江市議会議長選挙

新宮征一副議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙に記載する場合、名字だけを記載したときは無効になる場合がありますので、氏名を明確 に記載して投票されるよう願います。

点呼を命じます。

#### 〔点呼 投票〕

片桐久志事務局長 それでは、私から点呼をいたします。

点呼の順序は議席順に行います。順次、投票記載所で御記入の上、投票箱に投票願います。

1番佐竹敬一議員、2番佐藤 毅議員、3番鴨田俊・議員、4番楳津博士議員、5番木村寿太郎議員、6番松田 孝議員、7番猪倉謙太郎議員、8番石川忠義議員、9番鈴木賢也議員、10番荒木春吉議員、11番柏倉信一議員、12番髙橋勝文議員、13番伊藤忠男議員、14番髙橋秀治議員、15番佐藤良一議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番那須 稔議員、20番遠藤聖作議員、21番新宮征一議員。

新宮征一副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に2番佐藤 毅議員、9番鈴木賢也議員、18番内藤 明議員を 指名いたします。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 21票

無効投票 ゼロ

有効投票中

新宮征一議員 15票

遠藤聖作議員 5票

佐藤良一議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、私、新宮征一が議長に当選いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時39分

再 開 午後1時46分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議長就任のあいさつ

新宮征一議長 私から議長就任のごあいさつを申しあげます。

このたび議員の多くの皆様方の御推挙をいただきまして、議長に就任いたしました。

今、地方行政を取り巻く環境は、極めて厳しい時代であるというように認識をいたしているところであります。このような大事な時期に大変重い職責を拝命いたしましたこと、もともと私は浅学非才の身でありまして、その重責を改めてひしひしと感じているところであります。

しかし、お引き受けをしたからには、この2年間の副議長の経験を生かしながら、寒河江市発展のため、 そして寒河江市民の幸せのために全身全霊を傾注して仕事に努力してまいる所存であります。

議員の皆さんからは、いろいろと御指導、御助言を賜りまして、そしてまた市長初め執行部の皆様方からは、議会と行政の確固たる信頼関係の上に立って御協力、御理解を賜りますよう心からお願いを申しあげまして、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

## 平成17年5月第2回臨時会

# 前議長退任のあいさつ

新宮征一議長 先例によりまして、前議長の退任のごあいさつをお願いいたします。佐竹敬一議員、登壇願います。

#### 〔佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 貴重な時間をいただいて、退任のあいさつをさせていただきたいと思います。

光陰矢のごとしというようなことがございますけれども、あっという間の2年間でございました。その2年間の中で、本当に私の生涯に残るようないろいろなことがございました。

平成15年には、就任早々でございましたけれども国民文化祭というようなことで、寒河江市を会場に全国から多くの方々が来てすばらしい文化祭が行われ、そしてトルコ年というようなことで、友好都市ギレスン市、そして姉妹都市15周年記念というようなこともありまして、トルコ大使のソルマズ・ウナイドンという大使が寒河江市に参りまして、いろいろと懇談をさせていただいたことなどは非常に印象に残っております。そしてまた、15周年姉妹都市というようなことで、親善訪問団を30人ほど結成いたしまして、団長として親善訪問をさせていただきましたこと、本当に心に強く残っております。

また、東北議長会の事務局長会議が寒河江市を会場に行われ、そしてまた寒河江市と1市2町の合併問題なども、非常に努力はいたしましたけれども、結果は実らなかったというようなことになりましたけれども、そのようなことも私の生涯に残るものであるというように思っております。

そして第 111回の山形県の13市議長会も寒河江市を会場で行われた。そして何といっても寒河江市の市制施 行50周年というような大きな事業がございまして、多くの来賓者を招いてのすばらしい記念式典が行われたと いうようなこと、本当にいろいろなことを体験させていただきました。それもひとえに議員各位の御協力と御 理解のもとになり得たものだと、心から厚く御礼と感謝を申しあげます。

また、このたび新しく新議長が誕生したわけでございますけれども、今後、寒河江市の議会が新議長を中心 にいたしまして、厳しい状況の中ではあろうと思いますけれども、議会の活性化、そして寒河江市の発展に大 きく寄与されますことを心から念じておるわけでございます。

そしてまた、市長を初めとする当局の方々よりも大変御理解のある御協力を賜ったこと、心から感謝を申しあげ、今後、寒河江市のますますの御発展と議会のますますの御発展を心から御祈念を申しあげて、退任のあいさつにさせていただきたいと思います。

まことにありがとうございました。(拍手)

# 日程の追加

新宮征一議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

## 寒河江市議会副議長選挙

新宮征一議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙に記載する場合、名字だけを記載したときは無効になる場合がありますので、氏名を明確 に記載して投票されるよう願います。

点呼を命じます。

#### 〔点呼 投票〕

片桐久志事務局長 それでは、私から点呼をいたします。

点呼の順序は議席順に行います。順次、投票記載所で御記入の上、投票箱に投票願います。

1番佐竹敬一議員、2番佐藤 毅議員、3番鴨田俊・議員、4番楳津博士議員、5番木村寿太郎議員、6番松田 孝議員、7番猪倉謙太郎議員、8番石川忠義議員、9番鈴木賢也議員、10番荒木春吉議員、11番柏倉信一議員、12番髙橋勝文議員、13番伊藤忠男議員、14番髙橋秀治議員、15番佐藤良一議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番那須 稔議員、20番遠藤聖作議員、21番新宮征一議員。

新宮征一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に4番楳津博士議員、11番柏倉信一議員、16番佐藤暘子議員を 指名いたします。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 21票

無効投票 ゼロ

有効投票中

伊藤忠男議員 16票

川越孝男議員 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、伊藤忠男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤忠男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

# 副議長就任のあいさつ

新宮征一議長 副議長の当選承諾及び就任あいさつをお願いいたします。伊藤忠男議員、登壇願います。

#### 〔伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男副議長 ただいまは副議長に御推薦、御支援賜りまして、心から厚く御礼申しあげます。

議長を補佐し、未熟ではございますけれども、精いっぱい努力しますので、皆様の御支援、御協力のほど を心からお願い申しあげます。

本日はまことにありがとうございました。(拍手)

## 平成17年5月第2回臨時会

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。 休 憩 午後2時07分

再 開 午後3時30分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 寒河江市議会常任委員会

### 委員の選任について

新宮征一議長 日程第22、寒河江市議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会委員に、楳津博士議員、松田 孝議員、柏倉信一議員、髙橋秀治議員、佐藤良一議員、那須 稔議員、新宮征一、以上7名。

文教厚生常任委員会委員に、鴨田俊・議員、猪倉謙太郎議員、荒木春吉議員、髙橋勝文議員、伊藤忠男議員、佐藤暘子議員、川越孝男議員、以上7名。

建設経済常任委員会委員に、佐竹敬一議員、佐藤 毅議員、木村寿太郎議員、石川忠義議員、鈴木賢也議員、内藤 明議員、遠藤聖作議員、以上7名。

ただいま申しあげましたとおりそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

## 寒河江市議会常任委員会

## 正副委員長の互選について

新宮征一議長 日程第23、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選であります。

これより各常任委員会を招集いたします。

招集場所は、総務常任委員会は第2会議室、文教厚生常任委員会は第1会議室、建設経済常任委員会は図書室といたします。

正副委員長の互選を行っていただきます。

なお、正副委員長の互選終了後、各常任委員会から寒河江市議会だより編集委員会委員 1 名及びスポーツ 議員連盟役員 1 名をそれぞれ選出願います。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時32分

再 開 午後3時44分

新宮征一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会常任委員会正副委員長の 互選結果並びに予算、決算特別委員会 正副委員長の選出結果報告について

新宮征一議長 日程第24、寒河江市議会常任委員会正副委員長の互選結果並びに予算、決算特別委員会正副 委員長の選出結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長、松田 孝議員。副委員長、楳津博士議員。 文教厚生常任委員会委員長、荒木春吉議員。副委員長、鴨田俊・議員。 建設経済常任委員会委員長、鈴木賢也議員。副委員長、木村寿太郎議員。 予算特別委員会委員長、柏倉信一議員。副委員長、佐藤 毅議員。 決算特別委員会委員長、猪倉謙太郎議員。副委員長、楳津博士議員。 以上であります。

## 西村山広域行政事務

#### 組合議会議員選挙

新宮征一議長 日程第25、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

この件について、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、新宮征一、佐藤 毅議員、鈴木賢也議員、髙橋勝文議員、佐藤良 一議員、遠藤聖作議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました議員が、西村山広域行政事務組合議会議員に当選されました。

#### 寒河江市水防協議会

#### 委員の推薦について

新宮征一議長 日程第26、寒河江市水防協議会委員の推薦についてを議題といたします。

このことについては、市長から5名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

この件について、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

寒河江市水防協議会委員に、佐竹敬一議員、松田 孝議員、柏倉信一議員、伊藤忠男議員、那須 稔議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、寒河江市水防協議会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました議員を、寒河江市水防協議会委員に推薦することに決しました。

#### 寒河江市農業委員会

#### 委員の推薦について

新宮征一議長 日程第27、寒河江市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

このことについては、市長から1名の委員を推薦依頼されております。

お諮りいたします。

推薦の方法は、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

この件について、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

この際、地方自治法第 117条の規定により石川忠義議員の退席を求めます。

[8番石川忠義議員 退席]

寒河江市農業委員会委員に石川忠義議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石川忠義議員を、寒河江市農業委員会委員に推薦することに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました石川忠義議員を、寒河江市農業委員会委員に推薦することに決しました。

石川忠義議員の着席を求めます。

[8番石川忠義議員 着席]

#### 寒河江市議会議会運営委員会

## 委員の選任について

新宮征一議長 日程第28、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、楳津博士議員、石川忠義議員、荒木春吉議員、柏倉信一議員、髙橋秀治議員、佐藤暘子議員、内藤 明議員の7名を指名いたしたい と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

## 寒河江市議会議会運営委員会

## 正副委員長の互選について

新宮征一議長 日程第29、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選についてであります。 これより議会運営委員会を招集いたします。

招集場所は第2会議室とし、正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時51分

再 開 午後4時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

# 寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告について

新宮征一議長 日程第30、寒河江市議会議会運営委員会正副委員長の互選結果報告であります。 議会運営委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。 委員長、髙橋秀治議員。副委員長、佐藤暘子議員。 以上であります。

## 日程の追加

新宮征一議長 ただいま市長から、議第37号寒河江市監査委員の選任についての議案が提出されました。 お諮りいたします。

この際、議第37号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

## 寒河江市監査委員の選任について

新宮征一議長 議第37号を議題といたします。

この際、地方自治法第 117条の規定により髙橋勝文議員の退席を求めます。

〔12番髙橋勝文議員 退席〕

新宮征一議長 市長より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

#### 〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第37号寒河江市監査委員の選任について御説明申しあげます。

議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、新たに寒河江市七日町2番1号、髙橋勝文氏を寒河江市 監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

御同意くださるよう、よろしくお願い申しあげます。

新宮征一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号については委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

新宮征一議長 これより質疑、討論、採決に入ります。

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号はこれに同意することに決しました。

髙橋勝文議員の着席を求めます。

〔12番髙橋勝文議員 着席〕

## 日 程 の 追 加

新宮征一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出があります。 これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

## 議会運営委員会閉会中の

## 継続審査の申し出について

新宮征一議長 議会運営委員会閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。 別紙のとおり議会運営委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

## 日程の追加

新宮征一議長 お諮りいたします。

議長及び副議長選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

## 議席の一部変更の件

新宮征一議長 議席の一部変更を議題といたします。 変更後の議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

平成17年5月第2回臨時会

片桐久志事務局長 それでは、私の方から議席の一部変更について、変更後の議席を申しあげます。 変更された方のみ申しあげます。

新宮征一議員、1番。伊藤忠男議員、21番。佐竹敬一議員、19番。髙橋秀治議員、13番。佐藤良一議員、14番。佐藤暘子議員、15番。川越孝男議員、16番。内藤 明議員、17番。那須 稔議員、18番。 以上でございます。 新宮征一議長 お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

## 閉 会 午後4時21分

新宮征一議長 以上をもちまして、平成17年第2回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。 長時間にわたり大変御苦労さまでした。

明

寒河江市議会議長 新 宮 征 一 寒河江市議会前議長 竹 敬 佐 寒河江市議会前副議長 新 宮 征 会議録署名議員 松 田 孝

内

藤

上

同